

て望ましいとの説明がありました。協議の結果、「平成17年（2005年）2月5日」を合併の期日とすることが全会一致で合意されました。

次回協議会で、「合併の期日については正式に決定されます。」

●協議・新市名称について

委員数名より、「合併の方式』によって影響を受けると考えられるので、合併の方式とセットで考えてはどうか」との意見が出され、次回から始まる合併の方式の協議結果を踏まえながら協議することになりました。

●協議・新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置についても、「合併の方式』とセットで考えてはどうか」との意見が出され、次回から始まる合併の方式の協議結果を踏まえながら協議することになりました。

●協議・議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

専門部会の議会部会より、新設合併、編入合併に伴う議会の議員の定数及び任期の取扱いの原則と定数特例、在任特例の説明がありました。

なお、この項目については、第4回協議会で小委員会を設置して協議することになっていましたので、小委員会の委員10名が江藤会長より指名されました。（小委員会委員は右下囲みで紹介）

●協議・地域審議会の取扱いについて

専門部会の総合調整部会より、「地域審議会は、それぞれの地域の事情に応

じた施策の実施に対し、よりきめ細やかに住民の意向を反映していく方法の一つとして、平成11年7月の合併特例法の改正により制度が設けられたもの」との説明がありました。

また、平成11年7月以降に合併した先行市24自治体のうち6市に地域審議会が設置されたこと、また設置された場合の委員構成、設置期間などが参考として説明されました。

地域審議会の取扱いについては、「設置の必要性」について次回協議会で協議されます。

●協議・町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについては、町名（市の区域内の一定の区域を指す町名。自治体名ではない）・字名は、それぞれの市町において歴史があり、なじみの深いものであるため、十分な協議が必要であること、1市4町の中では同じ字名がないこと、大字の表記を削除する場合や旧市町名をつけた場合の町名・字名の名称の例など、資料の説明がありました。

次回協議会で、「区域を変更するかどうか」、「名称を変更するかどうか。変更する場合、その形態についてどうするのか」について協議されます。

■新委員のお知らせ

（平成15年7月8日現在）

- 三瀨町 富松 茂治 3号委員
- ※3号委員 学識経験者

「議員の定数及び任期に関する小委員会」を設置
委員長に川地委員を選出し、8月末までを目安に審議

第6回協議会終了後、「議員の定数及び任期に関する小委員会」第1回会議がありました。同小委員会は、各市町の2号委員（議会が推薦した議員）及び3号委員（学識経験者）各1名の10名の委員で構成されています。

会議では、事務局からの委員紹介の後、互選により川地東洋男委員（久留米市）が委員長に、田中義一委員（三瀨町）が副委員長に選出されました。

引き続き、新設合併と編入合併における定数特例と在任特例が事務局より説明されました。

会議では平田委員より、「合併先行自治体が特例を用いているかどうか。その場合の内容などについて分かる資料」等の提出要望がありました。

委員さんは下記のとおりです。（敬称略）

久留米市	川地東洋男	2号委員
	前川 博	3号委員
田主丸町	長洲 勇	2号委員
	三浦 俊明	3号委員
北野町	深町 英俊	2号委員
	田中 和義	3号委員
城島町	宮田 康敏	2号委員
	平田 正	3号委員
三瀨町	内田 満	2号委員
	田中 義一	3号委員



▲今後の運営について委員に諮る川地委員長

●ホームページアクセス1万件突破

協議会の開催案内、資料、議事録などを掲載

<http://www.ktnet.co.jp/kurume-toiki-gappei/>

久留米広域合併協議会のホームページへのアクセス数が7月2日、1万件を突破しました。

ホームページには、協議会の開催案内や傍聴定員、協議会で配布された資料、会議録、合併についてのQ&A、用語集などを紹介しています。また、協議会の構成団体や総務省の国の合併相談コーナーなどにもリンクしています。

「なんでも！意見箱」も開設していますので、合併に対しての皆さんの意見をお待ちしています。なお、この意見箱に対する回答は行いませんので、予めご了承ください。ただし、住民の皆さんに直接かわるような意見については、このホームページでお答えする場合があります。

